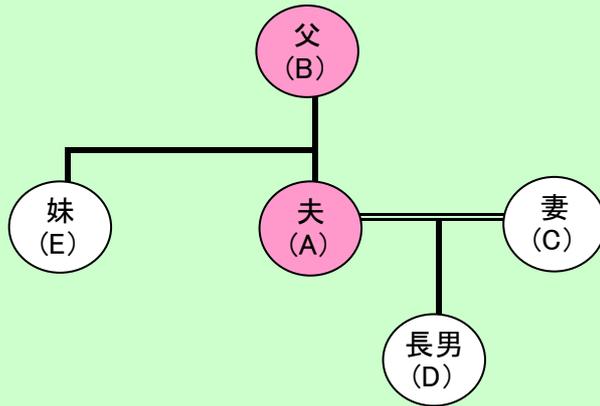


同時死亡の推定と代襲相続

<事例>

夫(A)と夫の父(B)が航空機事故で同時死亡した。
夫には妻(C)と長男(D)がいるほか、未婚の妹(E)が1人います。
夫の母親は既に亡くなっている。
この場合の相続関係は、どうなるか？



AとBは同時死亡と推定される。
被相続人(B)については、妹(E)のほか、長男(D)が代襲相続人となる。
相続分は、各2分の1である。

被相続人(A)については、妻(C)と長男(D)が相続人となり、相続分は、各2分の1である。